

北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務に係る

公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本業務は、下水道における DX の推進により、下水道施設に関する情報等をデジタル化することで業務の効率化や蓄積データを活用した施設管理の高度化を図るなど、下水道事業の持続性を向上させることを目的とする。

北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築、及び維持管理情報の電子化を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

(1)業務名

北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務

(2)業務内容

別紙「北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務特記仕様書」のとおりに従う。

(3)履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(4)提案上限額

事業費の上限価格は、30,000千円とする。

(契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの導入・システム使用料等を含む。消費税及び地方消費税の額を含む。)

※上限価格は予定価格ではありません。また、最低制限価格はありません。

3 選定方式

選定方式は、本実施要項に記載する技術提案書等の提出を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。ただし、優先交渉権者の合計点が審査委員会で定める最低基準点を下回る場合には、優先交渉権者を選出しない。なお、技術提案書を提出した事業者が1社であった場合は、審査委員会で定める最低基準点を上回った場合に優先交渉権者とする。

審査結果は、提案者全員に対し電子メールで通知するとともに、本町ホームページに掲載し公表するものとする。

(1)一次審査

参加表明書及び添付書類により別紙基準表に基づいて評価し、多数の場合は3事業者程度を一次審査通過者として選定する。

(2)二次審査

一次審査を通過した事業者に対し、選定委員会において、技術提案内容についての評価、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、別紙基準表に基づいて評価し、最も適した1事業者を選定する。

① 日程・場所

令和7年8月6日(水) 北広島町役場本庁 2階201会議室
一次審査通知時に、一次審査通過者へ通達する。

② 実施時間

準備(5分)

提案内容のプレゼンテーション及びデモンストレーション(30分)

質疑応答(10分)

片付け(5分)

③ 必要機材

実施に必要な機材は必要に応じて提案者が用意すること。

(電源、プロジェクターHDMI 接続、スクリーン、マイクは本町で用意する)

④ その他

・プレゼンテーションの内容は非公開とする。

・実施時の説明員は4人以内とする。なお出席者は本業務を受注した際に携わる担当者の参加を必須とする。

・実施時の資料配布は一切禁止とする。

・プレゼンテーションは事前に提出した技術提案書または、それを抜粋した資料で行うものとする。ただし、技術提案書と内容の差異は認めない。

4 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当しない者。
- (2) 北広島町の令和7・8年度の測量・建設コンサルタント業務(土木関係建設コンサルタント)の入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づいて再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者、又はその恐れのある者でないこと。
- (6) 自治体等において下水道管理台帳システム導入の受託実績があること。
- (7) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) JIS Q 15001 に準拠した個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムに適合し、プライバシーマーク(P マーク)を企業として取得していること。
- (9) ISMS「JIS Q 27001(ISO/IEC27001)」を企業として取得していること。

5 プロポーザルのスケジュール

内容	日程(期限)	備考
募集開始	令和7年 7 月 14 日(月)	
閲覧期間	令和7年 7 月 14 日(月)から 令和7年 7 月 18 日(金)まで	閲覧場所:北広島町ホームページ
質問受付	令和7年 7 月 16 日(水)まで	提出方法:電子メール
質問回答期限	令和7年 7 月 18 日(金)	回答方法:電子メール
参加申込書の提出	令和7年 7 月 24 日(木)午後5時まで	提出方法:持参等
一次審査結果通知	令和7年 7 月 28 日(月)	回答方法:電子メール
提案書の提出期限	令和7年 8 月 1 日(金)午後5時まで	提出方法:持参等
二次選考審査(プレゼンテーション)	令和7年 8 月 6 日(水)	北広島町役場本庁 2階201 会議室
審査結果の通知	令和7年 8 月12 日(火)(予定)	通知方法:電子メール
契約	令和7年 8 月下旬	
業務期間	契約締結の翌日から令和8年 3 月 31 日	

6 プロポーザル様式の入手方法

(1) 閲覧期間

令和7年 7 月 14 日(月)から令和7年 7 月 18 日(金)まで

(2) 閲覧場所

北広島町ホームページ

(3) 図書の入手方法

北広島町ホームページからダウンロードすること。

- ① 北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務プロポーザル実施要項
- ② 北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務仕様書
- ③ 北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務評価基準

④ 各種様式

- (ア)参加表明書(様式1号)
- (イ)参加資格に関する申立(様式2号)
- (ウ)業務実績調書(様式3号-1~3号-4)
- (エ)会社概要書(様式4号)
- (オ)配置予定技術者経歴、実績(様式5~6号)
- (カ)システム機能調査票(様式7号)
- (キ)技術提案書(様式8号)
- (ク)提案価格(様式9号)
- (ケ)参加辞退届(様式10号)
- (コ)質問書(様式11号)

7 参加表明書等提出

(1)提出場所

北広島町役場環境生活課下水道係

(2)提出方法

持参または郵送とし、持参の場合は、役場の閉庁日を除く、午前8時30分から午後12時及び午後1時から午後5時の間に持参すること。

郵送(書留郵便または、配達証明できるものに限る。)の場合は、封筒に「北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務参加申込書在中」と記して送付すること。

(3)提出書類 各1部

- ① 参加表明書(様式1号)
- ② 参加資格に関する申立書(様式2号)
- ③ 業務実績調書(様式3号-1~3号-4)
- ④ 会社概要書(様式4号)
- ⑤ 配置予定技術者経歴、実績(様式5~6号)
- ⑥ システム機能調査票(様式7号)

(4)参加の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに北広島町役場環境生活課下水道係へ電話連絡の上、「参加辞退届(様式10号)」を持参で提出すること。

8 質問及び回答

本事業の内容等についての質問は、質問受付期間中に、質問書(様式11号)により提出する。提出の際は、会社名、所在地、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。口頭及び電話等は不可。

(1)提出方法

北広島町役場環境生活課下水道係へ電子メールで送信すること。

(2)質問書に対する回答

質問受付期日までに提出された質問は全事業者へ質問内容と共に回答する。なお、審査基準の配点などの審査に関する事項や他の提案者に関する情報、その他委託業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

9 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込に係る書類の確認後、プロポーザルへの参加の認否を電子メールで通知する。

10 技術提案書等の提出手続き(選定審査)

プロポーザルへの参加承認を受けた事業者は、以下の提案書等の提出期限までに提出すること。

(1)提出書類

- ① 技術提案書(様式8号)
- ② 提案価格(様式9号)

※決済代行会社との契約により発生する費用については記載しないこと。

③ 年間保守業務参考見積書(様式任意)

④ 年間更新業務参考見積書(様式任意)

(2)提出書類の留意事項

① 参加表明書(様式1号)

提案者の必要事項を記載し、押印すること。

② 参加資格に関する申立書(様式2号)

提案者の必要事項を記載し、押印すること。

③ 業務実績調書(様式3号-1～3号-4)

(ア) 実績は、様式下部の注意点に従って記載すること。

(イ) 記載した実績について、実績証明書等(契約書の写し可)を提出すること。また業務実績が財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)」に登録されたことを証するもの(写し可)を提出すること。

④ 会社概要書(様式4号)

(ア) 会社名、所在地、許認可資格等取得状況、従業員数、技術者数等を記載すること。

(イ) 業務登録及び資格証の写しを提出すること。

(ウ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレットを提出すること。

⑤ 配置予定技術者経歴及び実績(様式5～6号)

(ア) 配置予定の管理技術者及び照査技術者について「氏名」「所属及び所在地」「保有資格(最大3件)」を記載すること。また、配置予定技術者等が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出するほか、雇用関係を証明する書類(健康保険証等の写し)を添付すること。

(イ) 記載した業務実績について、実績証明書等(契約書の写し可)を提出すること。また、配置予定技術者等毎にその業務に係る契約書及び配置予定技術者等が従事したことが確認できる資料、若しくは業務実績が財団法人日本建設技術総合技術センターの「測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)」に登録されたことを証するもの(写し可)の提出のこと。

⑥ システム機能調査票(様式7号)

導入する予定の下水道管理台帳システムについて、システム機能調査票にて機能充足状況を記載すること。

⑦ 技術提案書(様式8号)

(ア) A4版縦サイズ片面10ページ以内(表紙、目次は除く)とし表紙を除きページ番号をつけること。また、文字サイズは10ポイント以上で作成するものとする。ただし、図表等についてはA3版を使用できるものとし、その場合は、A4版に折り込んで綴じること。用紙の向きは問わない。

(イ) 専門的な知識を持たない者でも理解できるように簡素で平易な表現を心がけること。

(ウ) 内容は以下について記載すること。

A 業務実績方針

B 業務体制

C 業務工程、業務フロー

D 業務内容(システム構築、維持管理情報電子化)

E 下水道管理台帳(管路)情報システム構築支援

F ランニングコストの縮減について(保守・システム更新等)

G 災害発生時に対する共有化について

H 独自提案

⑧ 提案価格(様式9号)

(ア) システム開発、維持管理情報電子化、職員の研修などシステムを導入するため必要な費用。

(イ) 提案価格は事業費の上限額を超えないこと。

(ウ) 提案見積書は本事業に係る所要経費を全て見積もり、見積りの根拠となった明細を明らかにした金額とし、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。

⑨ 年間保守業務参考見積書(様式任意)

令和 8 年度以降に本システムに係る運用保守の経費を記載すること。保守作業全般は、当該委託契約の範囲外である。

なお、保守契約締結の際には、本町と受託者の協議のうえ、内容を変更することができる。

⑩ 年間データ更新入力業務参考見積書(様式任意)

令和 8 年度以降に本システムに係る更新業務の経費を記載すること。データ更新入力業務全般は、当該委託契約の範囲外である。

(3) 提出部数及び提出方法

持参または郵送とし、7部及び電子データを作成し提出する。

郵送の場合は、書留郵便に限り提出期限必着のこと。期限までに提出しない場合は辞退とみなす。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は次のとおり取扱うこととする。

- ① 参加事業者は、参加申込書及び技術提案書の提出をもって本実施要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 参加申込書及び技術提案書は返却しない。
- ③ 審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ④ 原則として第三者へ公開しないものとするが、情報公開請求があった場合、北広島町情報公開条例第6条各号の公開しないことができる情報に該当しない場合、提案者の承諾を得ずに提案書類を公開することがある。
- ⑤ 記載内容の追加及び変更は、認めない。

11 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に通知する。同時に、特定者とその次点者の得点、名称をホームページで公表する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

12 その他

(1) 費用負担

プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加申込書及び技術提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ② 参加申込書及び技術提案書が、町の定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ③ 参加申込書及び技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 参加申込書及び技術提案書に虚偽に内容が記載されている場合
- ⑤ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル実施要項に定める手続きは除く。）
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑦ 北広島町の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- ⑧ 北広島町から指名停止等の措置を受けている場合
- ⑨ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当する場合
- ⑩ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ⑪ 破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始申立てがなされた場合
- ⑫ 北広島町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同上第 3 号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑬ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ⑭ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑮ 国税、地方税を滞納している場合

- ⑰その他、プロポーザル実施要項に違反すると認められる場合
- (4)業務委託契約に関する事項
 - 契約は、北広島町財務規則(平成 17 年規則第 47 号)に基づき行う。
 - ①契約の方法
 - 随意契約とする。
 - ②業務委託契約約款
 - 北広島町の定める「業務委託契約約款」を使用する。
 - ③契約保証金
 - 契約保証金は免除する。

13 書類提出先及び問い合わせ

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場環境生活課下水道係

TEL:0826-72-7365

電子メール:gesuido@town.kitahiroshima.lg.jp